

## 第6章 大規模火事災害対策

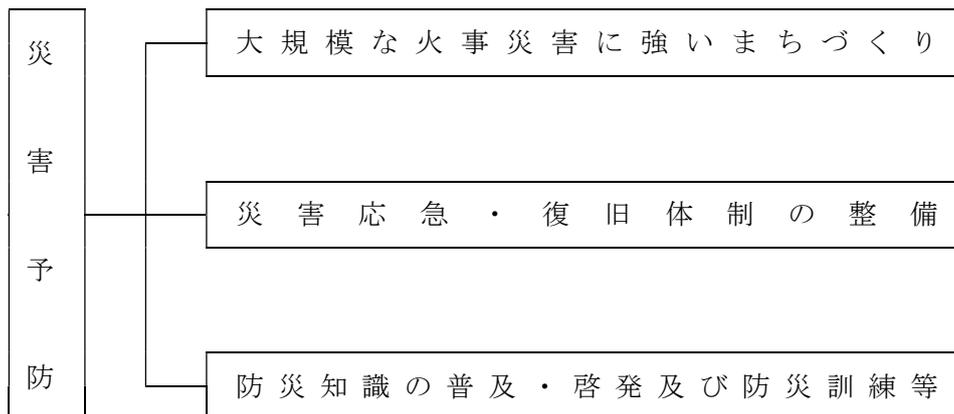
### 第1節 災害予防

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 趣旨

大規模な火事災害による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。

##### 2 対策の体系



##### 3 留意点

この大規模火事災害対策に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

#### 第2 大規模な火事災害に強いまちづくり

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部）、市町村、消防本部、施設管理者

##### 1 災害に強いまちの形成

大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

そのため、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業により既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導により適正な土地利用を進め、大規模な火事災害に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

また、都市防火区域の整備、避難先・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、消防活動困難地域の解消、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、都市公園・オープンスペースの確保、広域防災拠点施設の整備などの対策を推進する。

##### 2 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

### 第3 災害応急・復旧体制の整備

#### 1 情報の収集・伝達体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部）、市町村、消防本部、施設管理者

##### (1) 火災警報等の伝達体制の整備

市町村は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

##### (2) 総合防災情報システム等の活用体制の整備

県、市町村及び消防本部は、防災関係職員による総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

##### (3) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部にヘリコプターが配備されているため、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の収集要領の習熟に努める。

また、県、市町村、消防本部等は、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像の共有化が図られているが、その他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

##### (4) 夜間・休日等における体制の整備

県、市町村など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

##### (5) 通信体制の整備

県、市町村、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

#### 2 災害応急体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊

##### (1) 職員の体制

県においては、大規模な火事災害の状況に応じた職員の非常参集体制等の周知・徹底に努める。市町村においては、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。

また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

##### (2) 防災関係機関との連携体制

県（各部）、警察本部、消防本部は、相互の連携を図るとともに、自衛隊への災害派遣要請の実施に備え、派遣要請要領の整備、情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

### 3 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

#### (1) 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

#### (2) 医療救護活動

ア 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、県、市町村、消防本部は、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

### 4 消火活動体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

#### (1) 消防水利の整備

県及び市町村は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

#### (2) 自主防災組織等との連携

県及び市町村は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

#### (3) 資機材の整備

市町村、消防本部は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の資機材の整備を進める。

#### (4) 被害想定の実施

市町村は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

### 5 避難体制の整備

◆実施機関 市町村

#### (1) 避難誘導體制の整備

市町村は、避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。

市町村及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施など避難対策のための対策を実施しておく。県は、市町村の活動の支援策等を検討する。

## (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

### ア 指定緊急避難場所の指定

市町村長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が予想されない安全区域内に立地する施設等とする。

(ウ) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。

(エ) 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

### イ 指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## 6 広域応援体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、隣接県の市町村等とも協議し、大規模火事災害発生時の広域応援体制を整備する。

## 第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部）、市町村、消防本部

### 1 防災知識の普及・啓発活動

県及び市町村、消防本部等は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

### 2 各種防災資料等の配布

市町村は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

### 3 防災訓練の実施

県は、全国火災予防運動、防災週間等において、大規模な火事災害を想定し、消防本部、市町村等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

また、市町村等は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

### 4 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

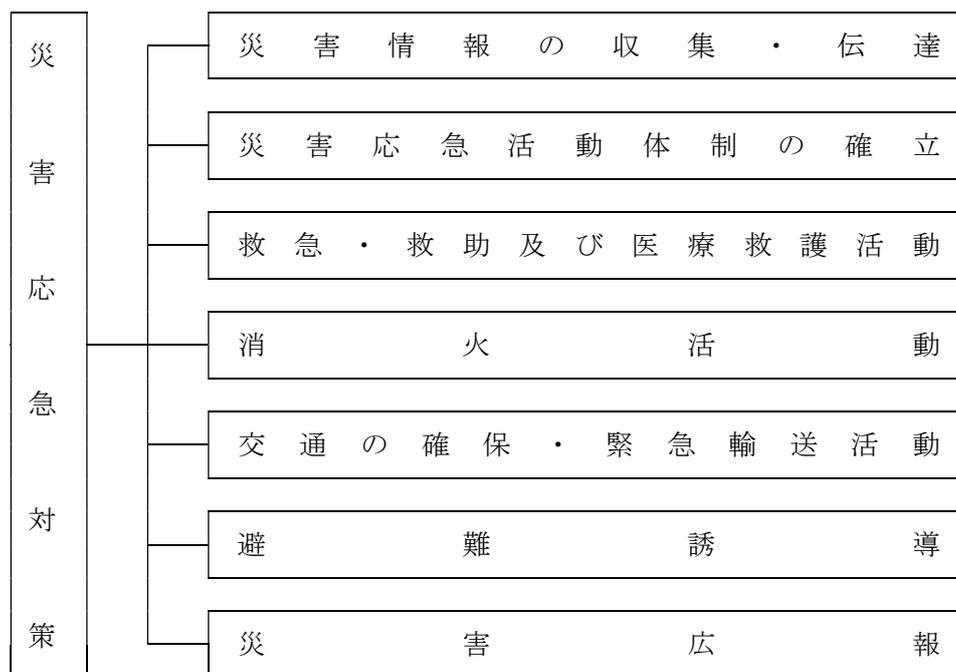
## 第2節 災害応急対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

#### 2 対策の体系



### 第2 災害情報の収集・伝達

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部、警察本部）、市町村

#### 1 発災直後の災害情報の収集・伝達

##### (1) 被害情報等の収集・連絡

市町村は、火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を把握し、総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡する。

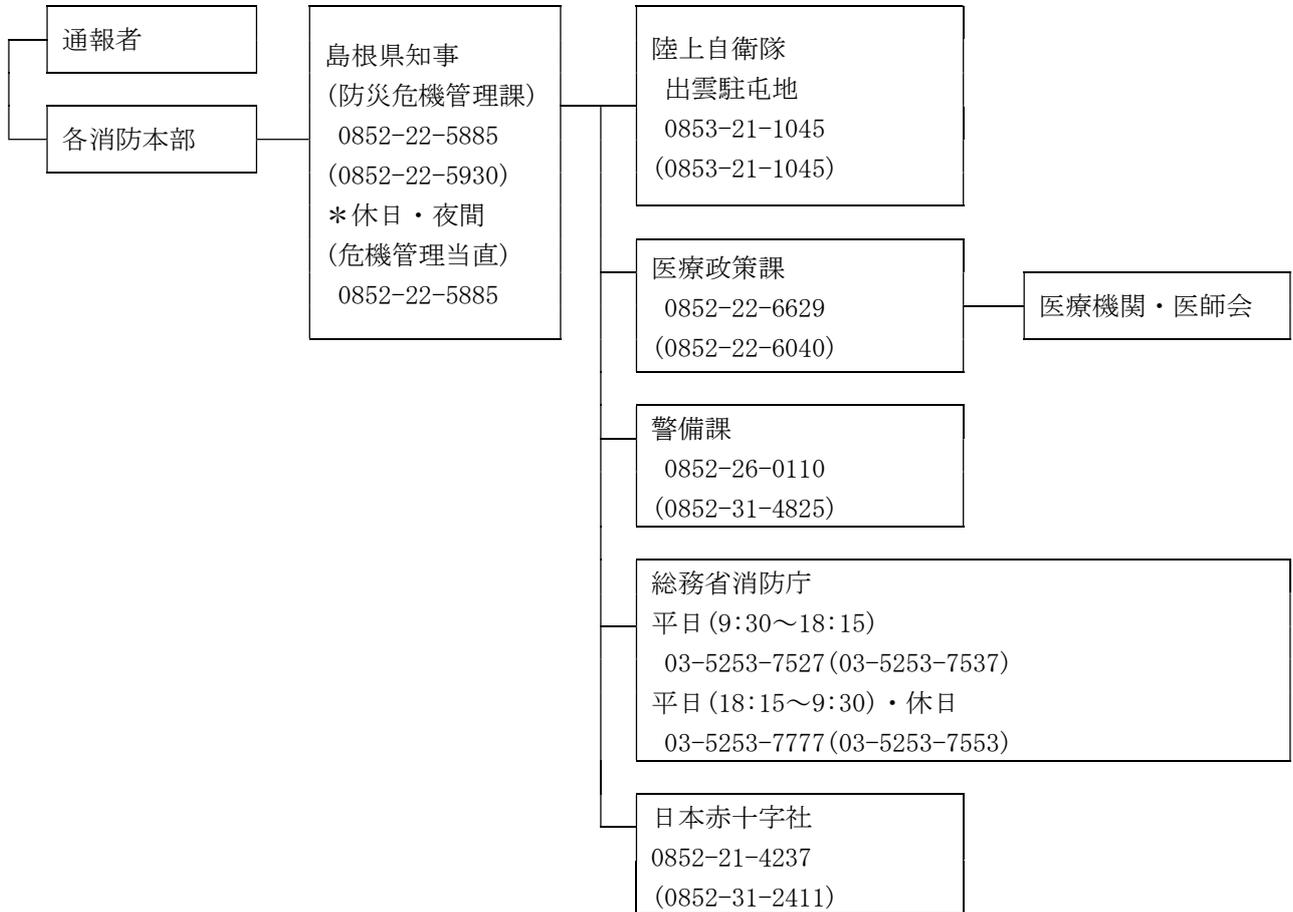
##### (2) 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

## 2 航空機、ヘリコプター等による被害状況等の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

大規模な火事災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

## 第3 災害応急活動体制の確立

◆実施機関 県(防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部)、市町村、消防本部、防災関係機関

### 1 基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

### 2 県の活動体制

#### (1) 関係課の事務分掌

大規模な火事災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課名	分掌事務
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な火事災害に関する情報の収集に関すること。</li> <li>・関係市町村等との情報連絡に関すること。</li> <li>・被害状況等の取りまとめに関すること。</li> <li>・関係機関との連絡に関すること。</li> </ul>
医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。</li> <li>・DMATの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。</li> <li>・被災者の応急救護に関すること。</li> </ul>
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DPATの派遣に関すること。</li> </ul>
警備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な火事災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。</li> <li>・現地情報の収集に関すること。</li> </ul>

(2) 配備体制

県は、災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
大規模な火事対策本部	大規模な火事災害に拡大するおそれがある場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備課 及び防災部長の指名する職員
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	2 地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1 知事が決定し、設置する 2 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3 事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1 知事が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 医療政策課 障がい福祉課 警察本部警備課 及び知事の指名する職員
		—	2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

(3) 大規模な火事対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア 大規模な火事対策本部

(ア) 設置の基準

防災部長は、大規模な火事が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、大規模な火事対策本部を設置する。

(イ) 廃止の基準

大規模な火事対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

- a 発生が予想された危険が無くなり、対策の必要が無くなったと認められるとき。
- b 応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ 災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室(防災センター室)及び島根県災害対策本部(6階会議室)を設営する。

#### (4) 広域応援体制

知事は、大規模な火事による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

#### (5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、大規模な火事による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

### 第4 救急・救助及び医療救護活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社、自衛隊

#### 1 救急・救助活動

県各部、警察本部、市町村及び消防本部は、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関と連携し、救急・救助活動を実施する。

#### 2 医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、大規模な火事災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

### 第5 消火活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、消防本部

#### (1) 消防本部の体制

各消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

また、市町村の消防力だけでは水利の確保が困難な場合は、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市町村の消火活動を支援する。

#### (2) 他の消防本部に対する応援要請

ア 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模な火事災害により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県消防広域相互応援協定書」参照。

イ 緊急消防援助隊等による応援

大規模な火事災害に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

## 第6 交通の確保・緊急輸送活動

◆実施機関 県（土木部、警察本部）、道路管理者

### 1 基本的事項

大規模な火事災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

### 2 交通規制の実施

◆実施機関 県（地域振興部、土木部、警察本部）、道路管理者

#### (1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

#### (2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

#### (3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

#### (4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

#### (5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

#### (6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

### 3 緊急輸送手段の確保

◆実施機関 県（地域振興部、農林水産部、土木部）、市町村、自衛隊、中国運輸局、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

#### (1) 確保順位

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両
- エ その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。

(3) 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

## 第7 避難誘導

◆実施機関 県（警察本部）、市町村、消防本部

### 1 基本的事項

警察本部、市町村及び消防本部は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

### 2 避難の方法

- (1) 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- (2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- (3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- (4) 消防団員、市町村職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- (5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

## 第8 災害広報等

### 1 基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合には、県及び市町村、消防本部は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

### 2 災害広報の実施

◆実施機関 県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部、報道機関

#### (1) 情報発信活動

##### ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、大規模な火事災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

##### イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

#### (2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

### 第3節 災害復旧・復興

#### ◆実施機関 県（各部局）、市町村等

県及び市町村等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。